

総務省自治行政局市町村課

第二次サービスについて

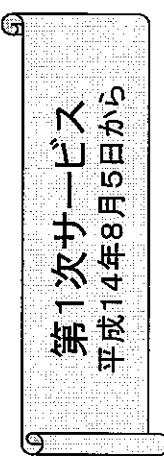
住民基本台帳ネットワークシステム

1. 住民基本台帳ネットワークシステムについて

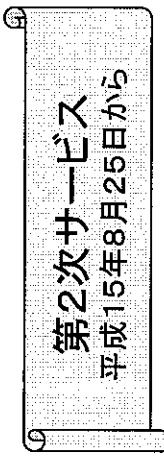
趣旨

各種行政の基礎であり居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、
4情報〔氏名・住所・性別・生年月日〕と住民票コード等により、地方公共団体
共同のシステムとして、全国共通の本人確認ができる仕組みを構築します。

システムの活用

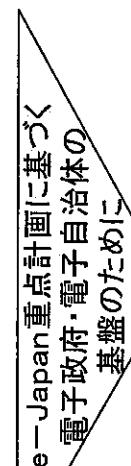


第1次サービス
平成14年8月5日から



第2次サービス
平成15年8月25日から

- ・行政機關への本人確認情報の提供
→住民票の写しの添付や現況届の省略が
可能に



- ・公的個人認証サービスへの活用
(平成15年度から運用予定)
- ・申請・届出等手続のオンライン化に際し、
住民票の写しの添付に代えて、本人確
認情報を提供

- ・住民票の写しの広域交付
→全國どこの市町村でも自分の住民票の
写しがどれかのように

- ・転入転出の特例
→引越の手続で窓口に行くのは転入時1
回だけに

- ・住民基本台帳カードの交付
→転入転出特例等で活用
→条例で定める機能を追加可能
→身分証明書としても活用

2. 住民票の写しの広域交付について

【1】住民票の写しの広域交付の請求（法第12条の2第1項）

【 2 】交付地市町村長から住所地市町村長への通知
(法第12条の2第2項・第5項)

請求に際し明らかにする事項（施行規則）

- ①住民票の写しの広域交付の請求である旨
- ②請求者の「氏名と住所」
- ③住民基本台帳カード以外の免許証等を提示した場合には、請求者の「住民票コード」又は「生年月日と性別」
- ④請求に係る住民の「氏名と住所」（住民票の写しの広域交付の場合自己又は同一世帯に属する者に限る。）

39

【4】住民票の写しの交付（法第12条の2第4項）

送信情報（施行令）

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 繩柄（選択）
- ⑤ 住民となった年月日
- ⑥ 住所
- ⑦ 住所を定めた旨の届出を年月日及び
従前の住所
- ⑧ 住民票コード（選択）

官公署が発行
した免許証等

または

QRコード

QRコード

送信情報（施行令）	①氏名 ②生年月日 ③性別 ④続柄（選択） ⑤住民となった年月日	⑥住所 ⑦住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所	⑧住民票コード（選択）
（法第12条の2 第3項・第5項）			

既存住基システム

住所地市町村

専用回線

電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びにその保存方法に関する技術的基準（総務省告示）

送信情報（施行令）
① 氏名
② 生年月日
③ 性別
④ 繰柄（選択）
⑤ 住民となった年月日
⑥ 住所
⑦ 住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所
⑧ 住民票コード（選択）

3. 転出転入の特例処理について

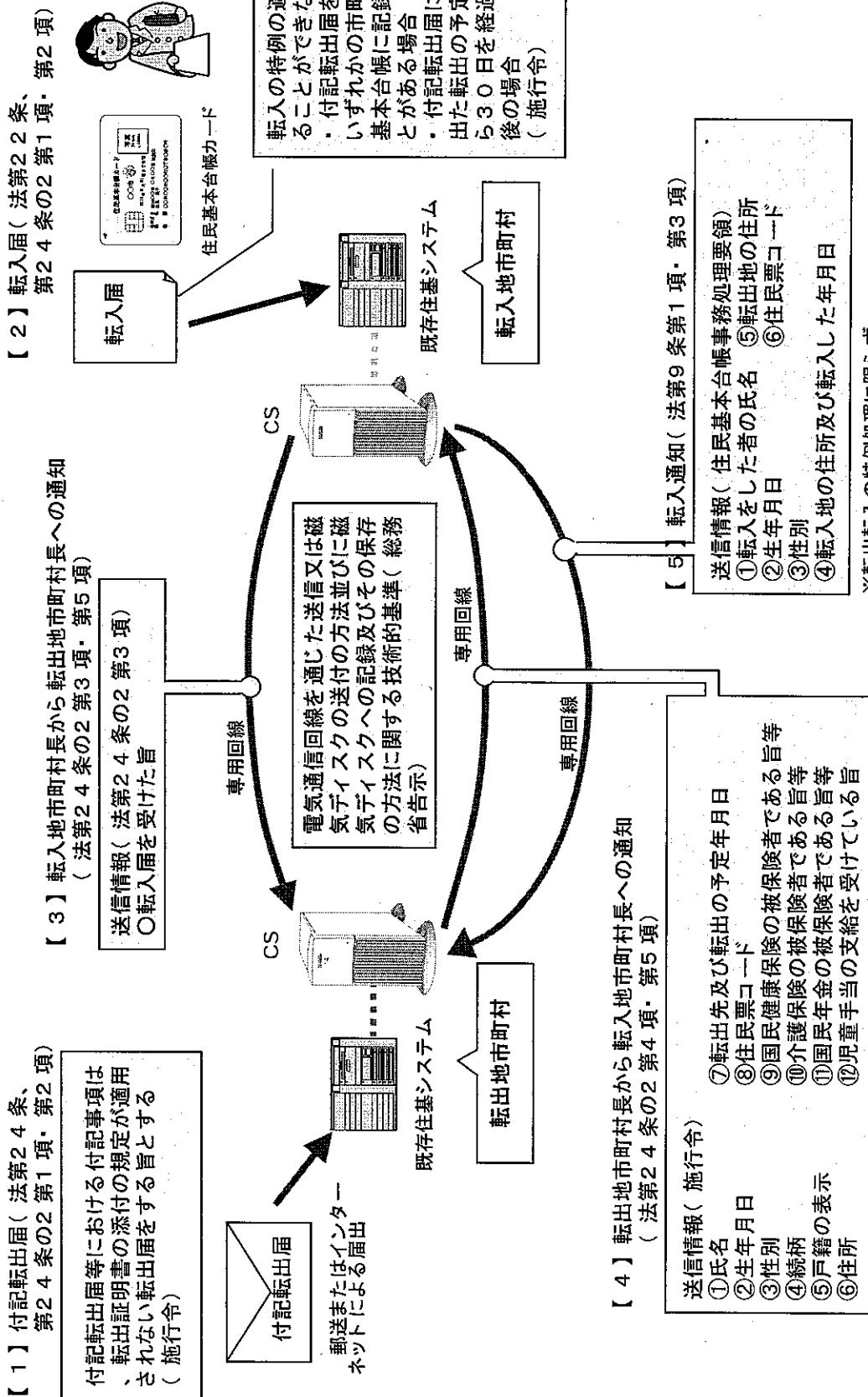
【1】付記転出届（法第24条、
第24条の2 第1項・第2項）

付記転出届等における付記事項は
転出証明書の添付の規定が適用
されない転出届をする旨とする
(施行令)

【2】転入届（法第22条、
第24条の2 第1項・第2項）

【3】転入地市町村長から転出地市町村への通知
(法第24条の2 第3項・第5項)

送信情報（法第24条の2 第3項）
○転入届を受けた旨

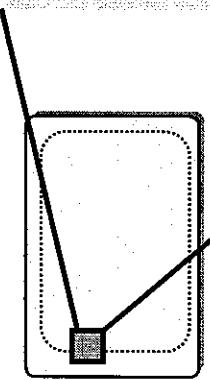


※すべての転出入の特例処理に限らず、
転出の特例処理において対応

4. 住民基本台帳カードの内部記録事項及びインターフェースについて

(1) 内部記録事項

一住基カードは以下の情報を内部記録事項として格納一



- ・住民票コード(法第30条の44第1項、施行規則)
→住基法に基き住民に付与される11桁のコード情報
- ・認証用鍵(総務省告示)
→暗号アルゴリズムを利用して、カードとシステムが相互に認証する際に用いる鍵情報
- ・パスワード(総務省告示)
→カードと住民との結びつきを確認するための照合に用いる4桁の情報

(2) インタフェースについて

住民基本台帳カードの物理インターフェースについては、非接触(ISO/IEC 14443 Type B)を基本とし、接觸／非接触共用型(接觸としてはISO/IEC 7816 非接触としてはISO/IEC 14443 Type B)も選択可としている。

5. 住民基本台帳カードの券面記載事項について

券面記載事項(法第30条の44第4項、施行規則)

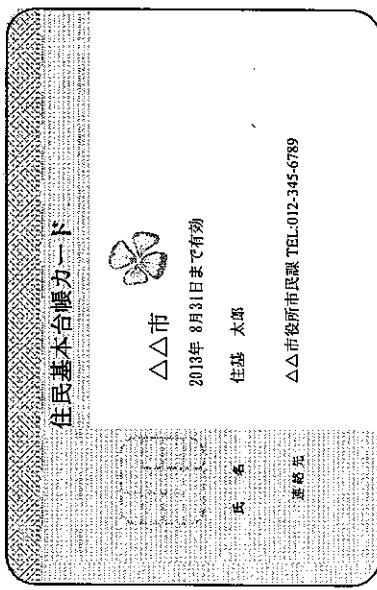
券面記載事項は、「氏名」(Aバージョン)又は「氏名、生年月日、性別及び住所」(Bバージョン)とする。

券面デザインについては、特に法令等に規定せず、各市区町村の任意とする。

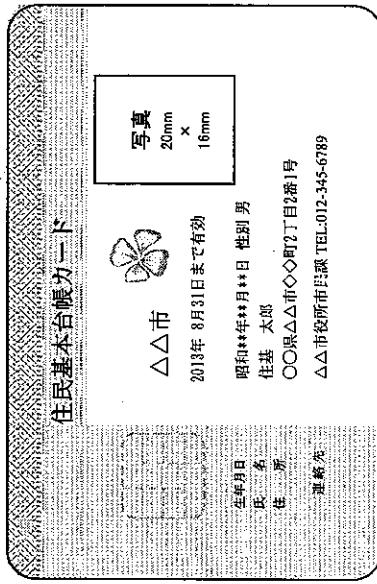
- 券面のセキュリティ対策(総務省告示)
Bバージョンについては、券面の偽造等を防止するための対策を講ずるものとする。なお、Aバージョンについては任意とする。

・券面の外観の例

Aバージョン



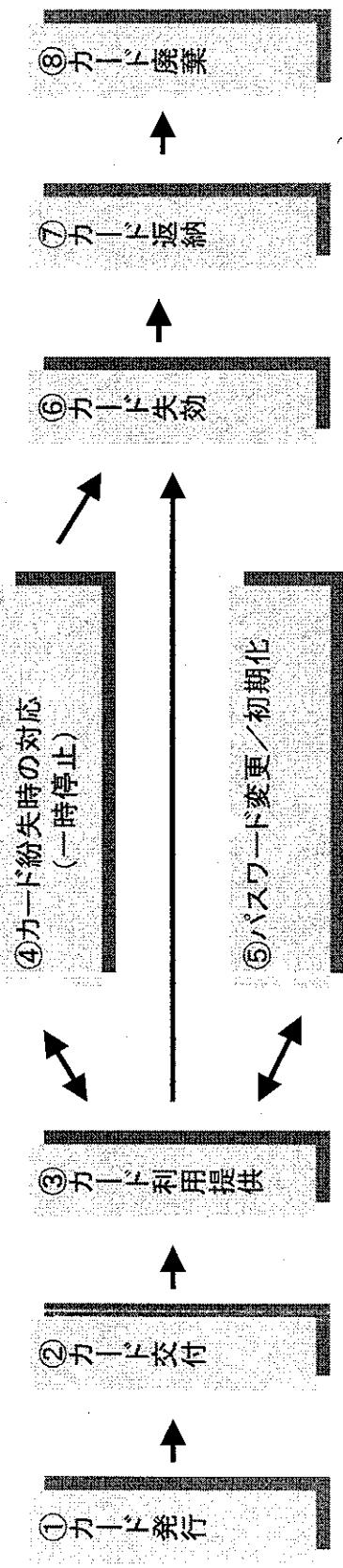
Bバージョン



<券面記載事項>

- ・氏名
- ・出生の年月日
- ・男女の別
- ・住所

6. 住民基本台帳カードのライフサイクルについて

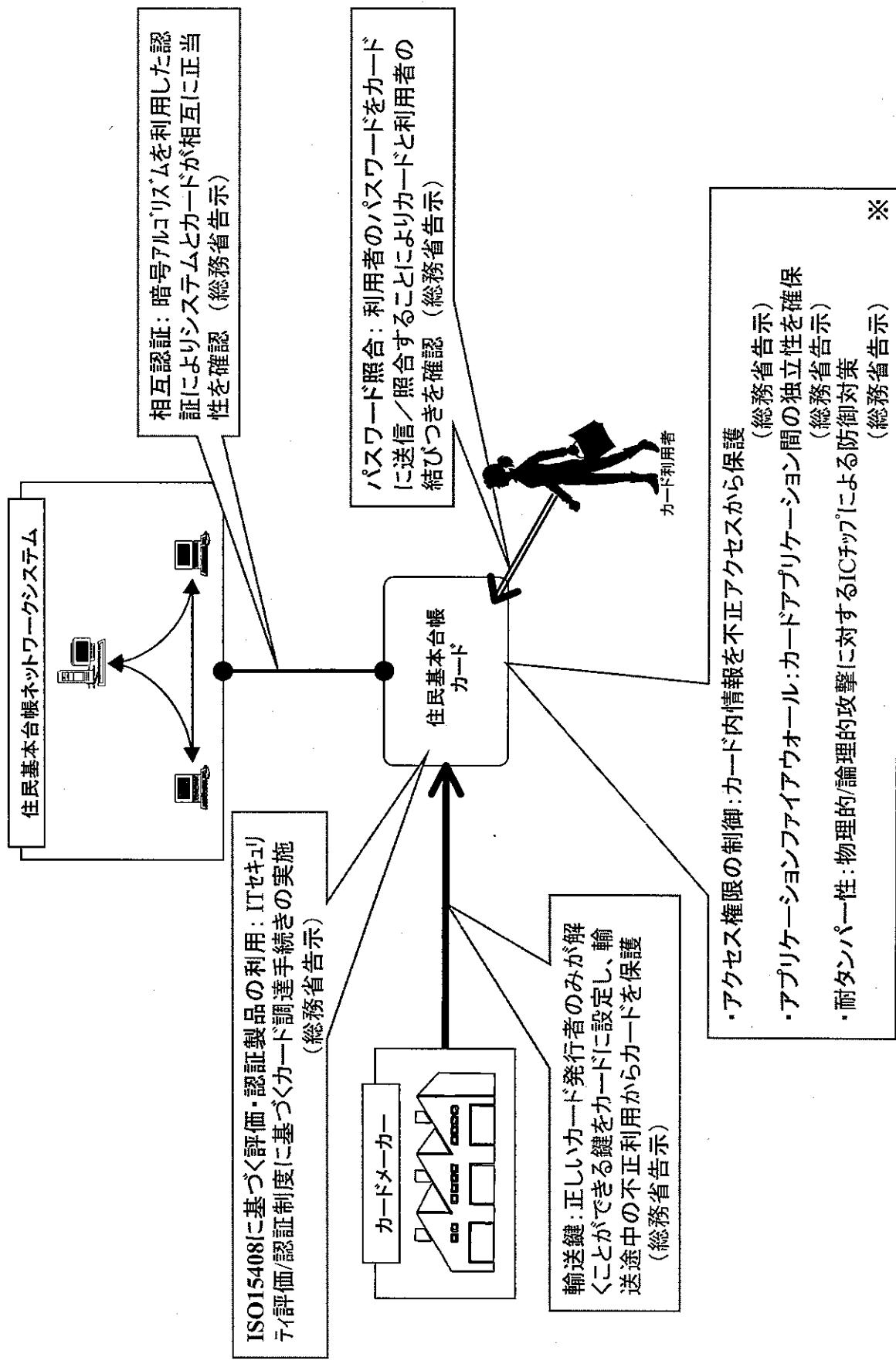


番号	項目	概要
①	カード発行 ・法第30条の44第1項 ・施行令 ・施行規則 ・総務省告示	市町村長は、住民からの交付申請に基づき、住民基本台帳カードの表面へ申請者の氏名等の表面記載事項を印刷し、ICチップへ住民票コード等を記録する。 なお、住民基本台帳カードの有効期間は、発行の日から10年とする。
②	カード交付 ・法第30条の44第1項から第3項 ・施行令 ・施行規則	住民基本台帳カード発行後に、申請した住民に対して住民基本台帳カードを窓口で交付する(即日交付も可能とする。) 住民は交付時に、自ら住民基本台帳カード利用時のパスワードを設定する。 なお、住民基本台帳カードは、交付申請者又は法定代理人(出頭が困難であり、交付申請者が本人であることが明らかである場合には当該交付申請者の指定した者)に出頭を求め、施行規則案で定める本人確認書類を提示させた上で交付する。

番号	項目	概要
(3)	<p>カード利用提供 <住民票の写しの広域交付></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第12条の2 ・施行令 ・施行規則 <p><転入転出の特例処理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第24条の2 ・施行令 ・施行規則 <p><法別表事務における本人確認の利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行規則 ・総務省告示 	<p>市町村長は住民基本台帳カードを利用した住民票の写しの広域交付等の利用提供を行う。</p> <p>また、市町村、都道府県及び国の機関等において、法別表に定める事務の窓口で行う場合は、住民票コードの記載に代えて住民基本台帳カードを提示することができます。</p>
(4)	<p>カード紛失時の対応（一時停止）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第30条の44第5項 ・施行令 ・総務省告示 	<p>住民基本台帳カード紛失時に、住民の届け出により、住民基本台帳ネットワークシステムにおけるカード利用を一時的に停止状態とする。カード発見時には、住民の届け出により、一時停止解除を行う。</p>
(5)	<p>パスワード変更／初期化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省告示 	<p>住民がパスワードを変更したい場合、他市町村又は住所地市町村にて旧パスワードを住民が自ら入力した後、新パスワードを住民が自ら設定する。</p> <p>住民がパスワードを忘却した場合、又は規定回数以上パスワードの照合に失敗してカードが利用できない状態（ロック状態）どなつた場合、住民の申請に基づいて住所地市町村長は、本人確認の後、パスワードの初期化を行い、住民が自らパスワードを再設定する。</p>

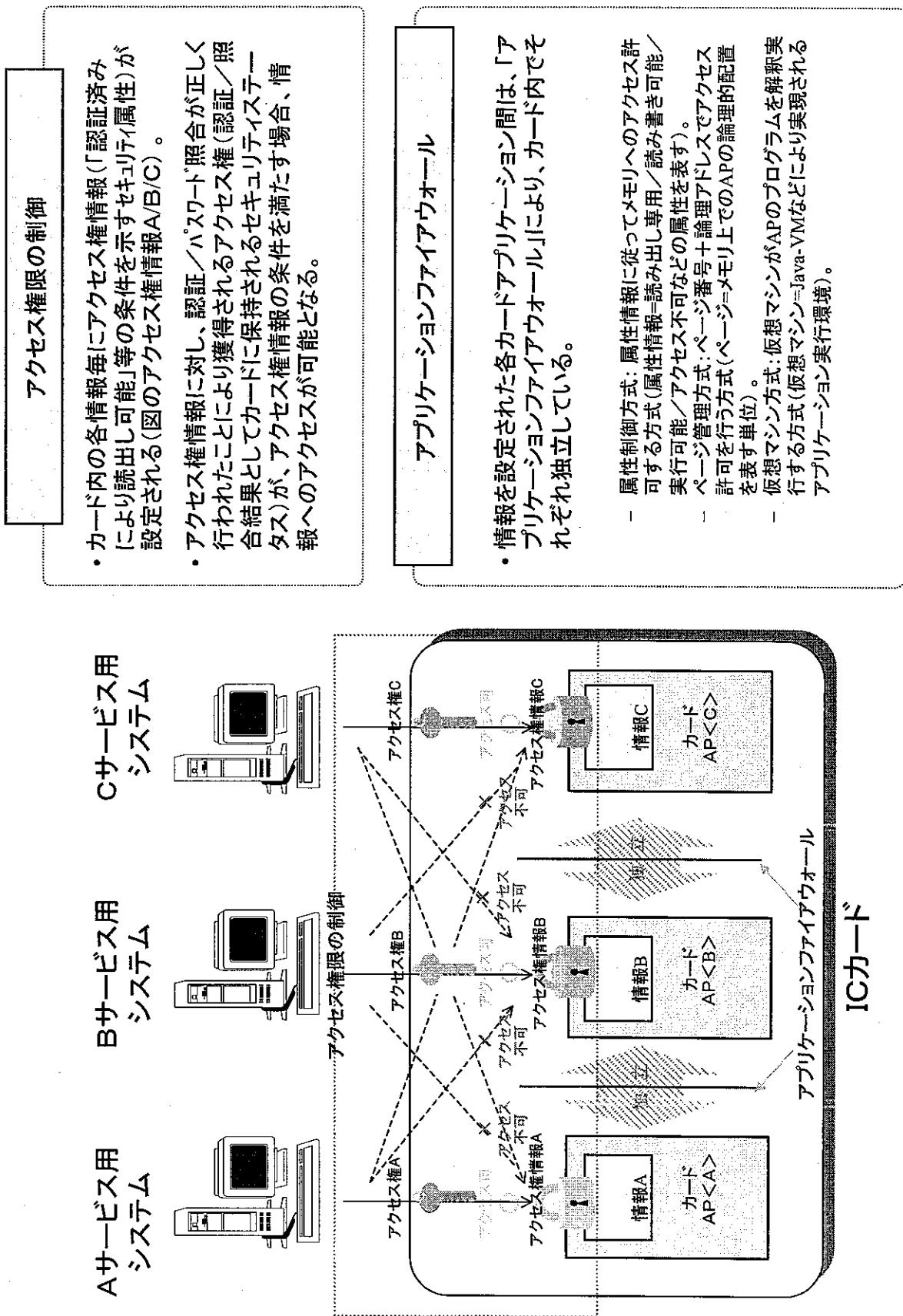
番号	項目	概要
(6)	カード失効 ・施行令 ・総務省告示	転出、死亡などの場合、市町村長は当該住民基本台帳カードを失効させてシステム内のカード利用を不可能な廃止状態とする。
(7)	カード返納 ・法第30条の44第6項 ・施行令 ・施行規則 ・総務省告示	廃止状態となつたカードが返納された場合には、システム内で回収状態とする。
(8)	カード廃棄 ・施行令 ・総務省告示	廃止及び回収としたカードのICチップ部の破壊やカード裁断等の物理的な廃棄処分を行う。

7. 住民基本台帳カードのセキュリティ対策について



※機能詳細については、後述にて解説

8. アクセス権限の制御とアプリケーションファイアウォールによるセキュリティ対策について



アクセス権限の制御

- カード内の各情報毎にアクセス権情報（「認証済みにより読み出し可能」等の条件を示すセキュリティ属性）が設定される（図のアクセス権情報A/B/C）。
- アクセス権情報に対し、認証／ハンドルト照合が正しく行われたことにより獲得されるアクセス権（認証／照合結果としてカードに保持されるセキュリティステータス）が、アクセス権情報の条件を満たす場合、情報へのアクセスが可能となる。

アプリケーションファイアウォール

- 情報を設定された各カードアプリケーション間は、「アプリケーションファイアウォール」により、カード内でそれぞれ独立している。

- 属性制御方式：属性情報に従つてメモリへのアクセス許可する方式（属性情報=読み出し専用／読み書き可能／実行可能／アクセス不可などの属性を表す）。
- ページ管理方式：ページ番号＋論理アドレスでアクセス許可を行う方式（ページ=メモリ上でAPの論理的配置を表す単位）。
- 仮想マシン方式：仮想マシンがAPのプログラムを解釈実行する方式（仮想マシン=Java-VMなどにより実現されるアプリケーション実行環境）。

9. 耐タンパーコンパニーナ

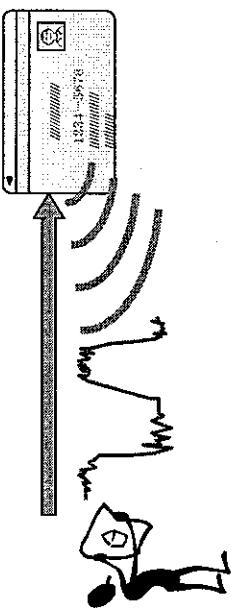
ICチップ自身が有する偽造目的の不正防止策を

「耐タンパーコンパニーナ」という。

タンパー(tamper):干渉する、いじくる、いたずらする、勝手に変えるの意

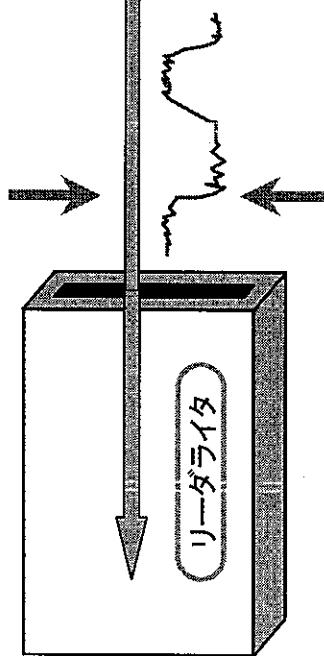
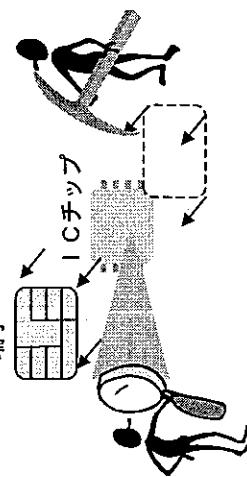
信号統計解析(論理的攻撃)

ICチップの行なう処理によって変化する電力消費量や処理時間等を測定し、統計的に解析することでカード内の情報を推測する。(信号統計解析)



チップ解析(物理的攻撃)

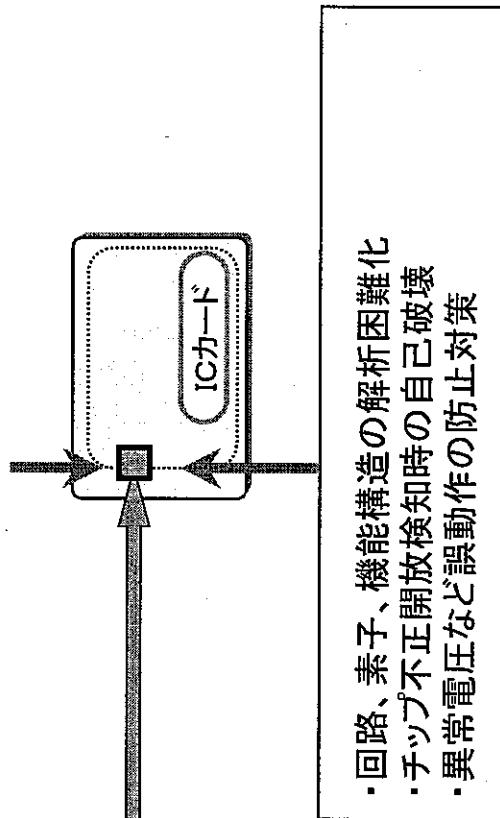
ICチップをカードから取り出し、端子をあてる信号検出などの電気的解析あるいは頭微鏡による観察など物理的解析を行ないカード内情報を不正に読み出す。



- ・処理時間、電流、電圧等の均一化／不規則化など

攻撃

対策



- ・回路、素子、機能構造の解析困難化
- ・チップ不正開放検知時の自己破壊
- ・異常電圧など誤動作の防止対策

10. 住民基本台帳カードの独自利用の考え方について

1. 住民基本台帳カードは、希望する住民に対して、市町村長から交付される。
(法第30条の4 第1項)
2. 市町村は、条例の定めるところにより、住民基本台帳カードの独自利用領域を活用して、独自のサービスを行うことができる。(法第30条の4 第8項)
3. 住民は、住民基本台帳カードの独自利用領域を活用した個々のサービス提供について、住民本人の判断により自由に選択することができる。(総務省告示)
4. 住民基本台帳ネットワークシステムでの利用領域、市町村独自利用の各領域は、それぞれ独立している。(総務省告示)
5. 市町村長は、独自利用領域を活用してサービスの提供を行う場合は、システムにアクセスするための利用者番号等として住民票コードを使用しない等、個人情報の安全確保を図る必要がある。(総務省告示)

11. 住民基本台帳カードの独自利用例について

① 証明書自動交付機を利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書その他の証明書の交付を受けるサービス

② 申請書を自動的に作成するサービス

③ 検診、健康診断又は健康相談の申込み、結果の照会等を行うサービス

④ 救急医療を受ける際に、あらかじめ登録した本人確認情報を医療機関等に提供するサービス

⑤ 災害時等において、避難者情報の登録、避難場所の検索等を行うサービス

⑥ 公共施設の空き照会、予約等を行うサービス

⑦ 図書館の利用、図書の貸出し等を行うサービス

⑧ 健康保険、老人保健等の資格確認を行うサービス

⑨ 介護保険の給付管理等を行うサービス

⑩ 高齢者等の緊急通報を行うサービス

⑪ 病院の診察券等として利用するサービス

⑫ 商店街での利用に応じポイント情報を保存し、これを活用するサービス

⑬ 公共交通機関の利用に係るサービス

⑭ 地域通貨、電子福祉チケット等に係るサービス

⑮ 公共料金等の決済に係るサービス